

獣医療法施行規則の一部を改正する省令について
(広告制限の緩和)

1 現行制度の概要

- (1) 獣医療に関する広告の取扱いについては、十分な専門的知識を有しない動物の飼育者等（以下「飼育者等」という。）を惑わし、不測の被害を被らせることを防止する観点から、獣医療法（平成4年法律第46号）第17条第1項の規定に基づき、獣医師又は診療施設の業務に関して、専門科名及び学位・称号を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項の広告は禁止されているところである。
- (2) 一方で、同条第2項において、広告しても差し支えないものとして省令で定める事項については広告制限の例外とすること、また、その場合は、省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限ができることが規定されている。
- (3) 現在、飼育者等に対して適切な情報提供を図る観点から、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「規則」という。）第24条において、広告制限の特例として、獣医師名簿への登録日等の事項を規定しているところである。

2 改正の理由

- (1) 当該獣医療の広告制限については、平成20年に予防注射を行う等を追加して以来見直しを実施していないが、近年、
- ① 飼育者等の獣医療に対する関心が高まっており、また、情報発信媒体の変化から、飼育者等に対する正確かつ適切な情報提供が求められていること
 - ② 技術の進歩や獣医療の高度化・専門化が進んでいること
 - ③ 医療分野において、専門性の広告等について制度改正があったこと

等の状況変化があることから、広告制限を見直す必要性が生じていた。

- (2) こうしたことを背景として、広告制限の見直しについて、令和4年7月に獣医療法第17条第3項の規定に基づき獣医事審議会に対して意見を求め、同審議会において計3回有識者による議論が行われた結果、令和5年3月に答申が示された。

答申においては、

- ① 飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように広告制限を見直すこと
 - ② 獣医師の専門性の広告を可能とすること
 - ③ 診療行為の広告の際、「問合せ先」、「通常必要とされる診療内容」、「治療等に係る主なリスク、副作用等の事項」、「診療費用」を表示すること
- 等の見直し方針が示された。

- (3) 今般、当該答申の方針に基づき、規則の改正を行う必要がある。

3 改正の内容

- (1) 規則第24条第1項に、広告しても差し支えないものとして次の号を加える。

- ① 農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること。
- ② 高度な検査、手術その他の治療を行うこと。
- ③ 寄生虫病の予防措置を行うこと。
- ④ マイクロチップの装着を行うこと。
- ⑤ 獣医師の役職及び略歴に関すること。
- ⑥ 愛玩動物看護師の勤務する診療施設であること。

- (2) 規則第24条第2項に、広告その他の事項についての必要な制限について次の内容を加える。

- ① 技能・療法に関する事項を広告する場合にあつては、「問合せ先」、「通常必要とされる診療内容」、「診療に係る主なリスクや副作用」及

び「費用」について併記しなければ広告してはならないこと。

- ② 狂犬病予防注射について広告する場合にあっては、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条に規定する犬の登録及び鑑札並びに同法第五条に規定する注射済票に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。
- ③ マイクロチップの装着について広告する場合にあっては、犬又は猫の登録に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。
- ④ 規則第24条第1項の規定により農林水産大臣が指定する者について、不適當である場合は取り消すことができること。

（3）規則第24条第3項として次の内容を新設する。

全ての事項を広告する場合にあっては、飼育者等が獣医療サービスの選択を適切に行うことができるように、獣医師又は診療施設の業務について正確かつ適切な情報を提供するよう努めること。

（4）その他所要の規定ぶりの適正化を行う。

4 施行期日

令和6年4月1日に施行する。